

令和2年
9月号

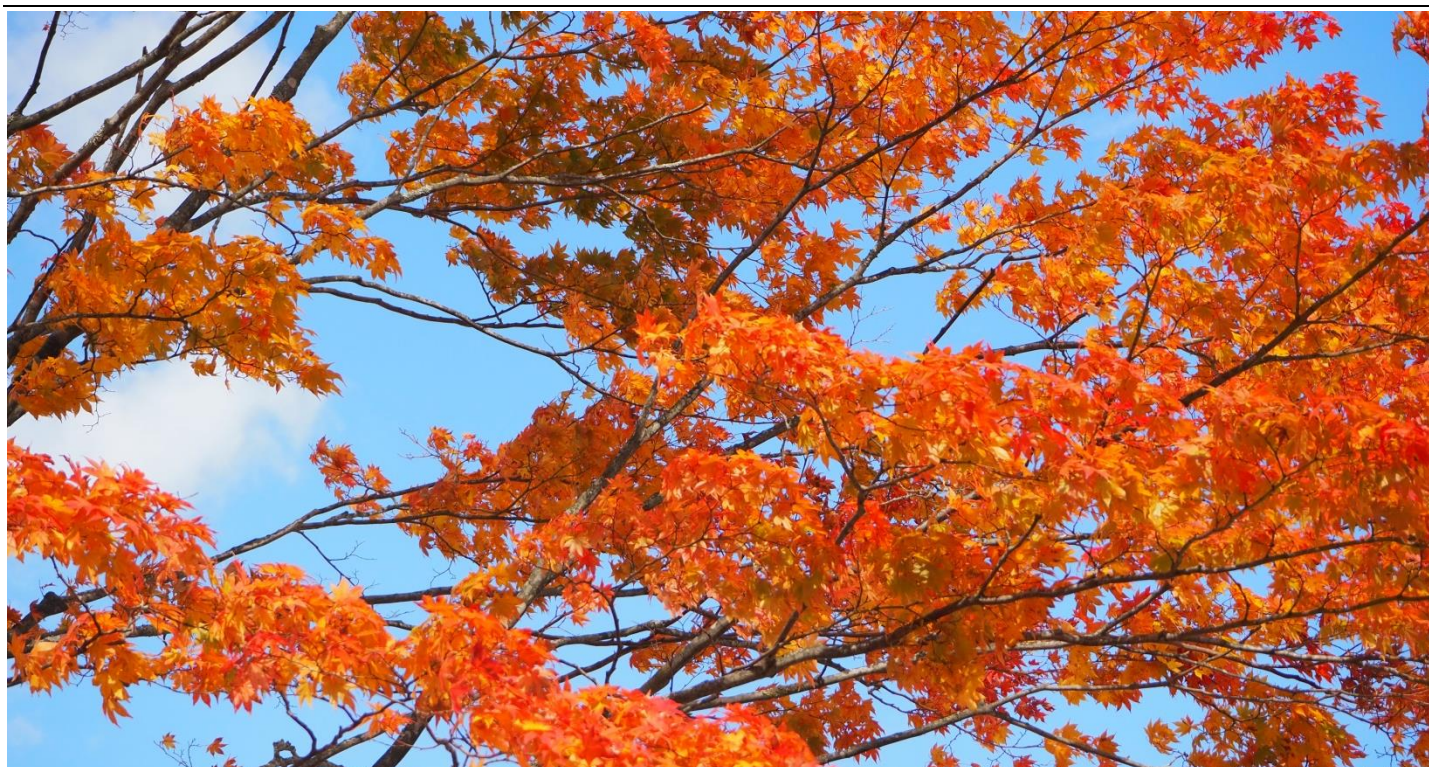
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466・FAX 047-712-0467



秋晴れの空に奥入瀬の紅葉

令和2年9月の税務と提出期限

- ① 9月10日・・・2020年8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 9月30日・・・2020年7月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

- ①**商業地の固定資産税の据え置き**・・・自民党は、2021年度の税制改正で、固定資産税の据え置きを検討に入る。固定資産税は、1月1日の公示価格をベースに評価額を決めるが、その後コロナ禍で経済が落ち込んだため商業地に限り、2017年の公示価格で算出する措置を協議する。
- ②**自治体システム仕様統一**・・・政府は、住民登録や税・社会保障などを管理する自治体のシステムについて、標準仕様への統一を義務付ける新法を制定する検討に入った。これまで各自治体が独自仕様のシステムを構築してきたので、国とのデータ連携が進まなかった。来年の通常国会への提出を目指す。
- ③**マルサが告発した業務**・・・新2019年度にマルサに最も多く告発された業種は「建設業」と「不動産業」であることが明らかになった。建設業は、5年連続ワーストで全体の3割超をしめる。

新たな資金・顧客の獲得にクラウドファンディング？

I クラウドファンディングとは？

インターネットを介して不特定多数の人から少しずつ資金を集めること。

クラウド（群衆）とファンディング（資金調達）を組み合わせた造語で、日本では、2011年の東日本大震災を機に始まり、現在「寄付型」「購入型」「株式型」「ファンド型」「ふるさと納税型」があります。

(1) クラウドファンディングの成功例

映画「この世界の片隅に」では、支援者3,374人から39,121,920円の支援金が集められアニメ映画化され、2,160円から、10,800円の多くの支援コースにより支援者の幅広い応援が成功の要因のようです。

(2) 代表サイト

1) CAMPFIRE（キャンプファイアー）

2011年6月にサービスをスタートしたクラウドファンディングサイト。日本最大級の規模

2) Readyfor（レディーフォー）

2011年3月にオープン

3) Makuake（マクアケ）

2013年に開始。サイバーエージェントが運営する



(3) クラウドファンディングの税務（資金を獲得した側）

クラウドファンディングで集めたお金は、通常の出資や借入金ではないので、原則は課税対象です。

【法人税・所得税】

1) 法人の場合・・・「寄付型」→受贈益

「購入型」→売上高

2) 個人の場合・・・「寄付型」→個人からなら、贈与税。法人からなら所得税（一時所得）

「購入型」→所得税（事業所得または雑所得）

3) 例外 認定NPO法人 一般社団法人で非営利型・・・「寄付型」で調達した資金は非課税

「購入型」で調達した資金が、法人税法に規定する収益事業に該当しない場合は非課税

【消費税】

1) 寄付型・・・消費するものがない場合には、課税対象外

2) 購入型・・・課税又は非課税



(4) クラウドファンディングの税務（資金を提供した側）

【寄付金控除】

1) 個人・・・寄付した先が、国、地方公共団体、認定NPO法人なら寄付金控除

2) 法人・・・事業関連性がある場合→広告宣伝費・消耗品費等で損金計上

事業関連性がない場合→相手先が国等なら、寄付金控除

(5) クラウドファンディングの将来性

クラウドファンディングは、銀行融資の時の審査や返済期限、利息の支払いがなく、出資と違い経営権の問題や、登記も不要になります。コロナ禍における新たなビジネスチャンスとなる可能性も。

請求書 完全電子化へ 2023 年までに導入を目指す

企業間でやりとりする請求書の完全なデジタル化に向け、データ仕様を統一する取り組みが始まる。政府とソフトウェア企業など 50 社が近く協議を開始し、2023 年まで導入を目指す。日本のデジタル化は海外に比べて遅れていて、電子商取引の利用率は、OECD に加盟する 38 国中 20 位にとどまる。

1. 日本の現状

企業が製品やサービスの代金を求める際に出す請求書は、通常紙の書類で郵送やメールで請求先に届ける。受け取った企業は、自社のシステムの仕様に合わせて、データを入力し直す必要がある。仕様が同じメーカーのソフトを導入していないと請求書のデータは自動的に会計システムと連携せずに手間が増える。

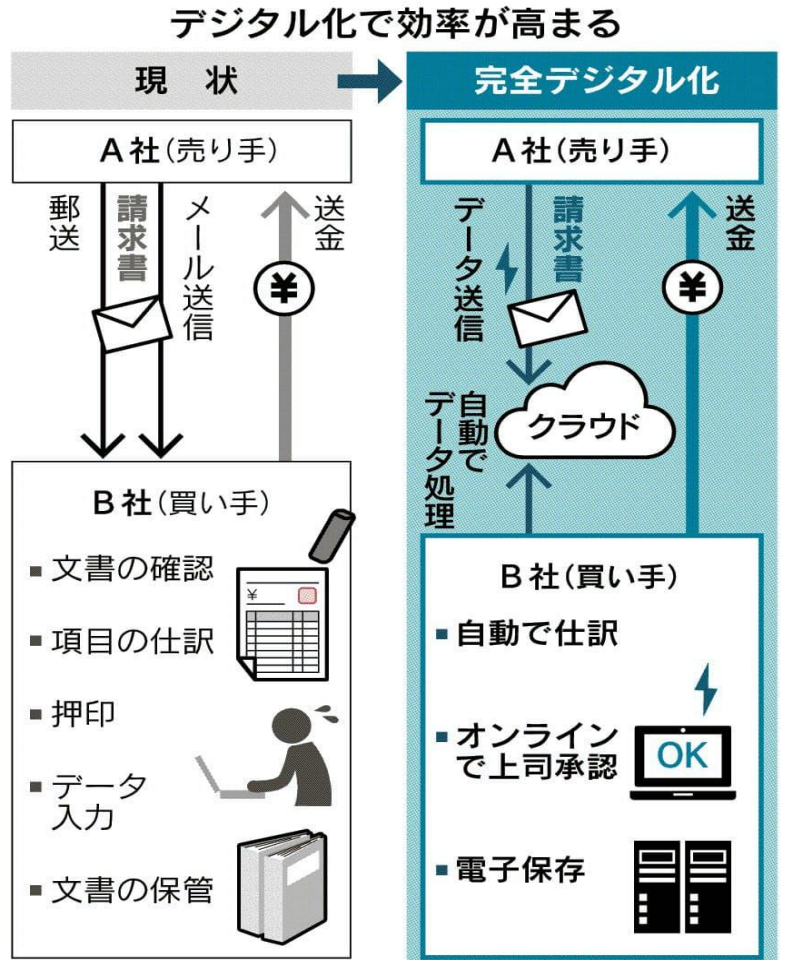
2. 2023 年 10 月から消費税のインボイスが開始

中小企業は、消費税の 10% と軽減税率の 8% の区分経理を要求される等事務負担が増加する。

3. 中小企業向けのクラウドサービス

請求書データの入力・参照をクラウド上で進められるシステムを開発し、取引先への入金や領収書作成を自動的に進める機能も加える。

現在、企業は 1 枚の請求書に人件費やシステム費用で 650 円以上かけているが、デジタル化で 100 円程度になる見込み。



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 国内会計不正 5 年で 3 倍

国内企業の会計不正が急増している。2020 年 3 月期は、101 件と前の期から 7 割増え、5 年前の 3 倍になった。損益や財務を実態より良く見せようとする大企業の動きが目立つ。

2. 電子認証 共通化へ 脱ハンコへ

電子認証は、インターネットを經由して取引や契約をする際に「誰が、いつ、何をしたのか」を電子的に証明する。紙の契約書や領収書につける実印や肉質のサインに比べ、デジタルデータは改ざんがしやすい。暗号化して作成者を証明する「電子署名」や、データの作成日を示す「タイムスタンプ」で効果を示す。

3. 監査法人を変更する上場企業が増えている

金融庁の公認会計士・監査審査会は、2019 年 7 月～2020 年 6 月に交代を発表した企業は、142 社と過去 5 年で最高となった。交代理由は、継続監査機関の長期化により、馴れ合いや癒着による会計不正の防止。